

プロフェッショナル人材戦略拠点事業に関する 参加意思確認及び提案を求める公告

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

本事業は、県内一円を区域とする岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、中堅・中小企業が持つ未活用の技術やノウハウなど潜在的可能性を積極的に掘り起こすとともに、プロフェッショナル人材や都市部大企業人材の活用により、個々の企業の事業革新を図ることで、企業の成長戦略を実現することを目的とする。

当該業務を円滑に実施するためには、企業の経営状態や事業内容等についての確に診断するとともに、経営改善の意欲を喚起し、課題解決に向けた成長戦略を具現化していく必要があり、多くの支援事業を総合的に実施し中小企業支援への豊富な知識と経験を持つ、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）を契約の相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、財団以外の者で、3の応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者が他にいない場合は、財団との随意契約手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、財団と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 : プロフェッショナル人材戦略拠点事業
- (2) 業務内容 : 別添「委託業務仕様書」による
- (3) 業務期間 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約締結日 : 令和8年4月1日

3 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他（情報・通信サービスを除く。）、小分類10その他」に登録され、格付区分がAであること。
- ウ 入札参加資格者名簿に登録された事務所所在地が岡山県内にあること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- オ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

キ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ 県税を滞納していないこと。

(2) 専門的知識に関する要件

県内一円の中小企業に対し、幅広い業種に対応し経営相談や事業内容診断など、総合的に中小企業支援業務を行っており、中小企業支援に関する専門的知識を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

ア 企業の服務規程として、下記の条件を満たしていること。

イ 業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(4) 中立性・公平性に関する要件

特定の個人又は法人等だけの利益を目的としないこと。

特定の業種に属する中小企業者だけを支援対象としないこと。

本業務を通じて得た情報により、企業として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

岡山県内に本店、支店又は営業所があり、かつ県内一円を業務エリアとしていること。

また、本事業を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、人員、設備等について十分な管理能力を有していること。

(6) 業務実績に関する要件

ア 中小企業支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。

イ 過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、中小企業支援業務の契約実績を1件以上有すること。

4 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部経営支援課

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話 : (086) 226-7354

FAX : (086) 226-7384

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間 : 令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 : 上記4の場所に同じ

また、岡山県産業労働部経営支援課のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/45/>

(2) 参加意思確認申請書（様式第1号）の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 : 令和8年3月19日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所 : 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 : 持参又は郵送（留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。また、

郵送等の場合は提出期限内に必着を要する。)するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、仕様書に関する質問・回答書(様式第2号)で、令和8年3月13日(金)の午後5時までの間、FAXにより行うこと。

イ 質問の回答

FAXにより回答する。

6 参加意思確認申請書の審査

(1) 参加意思確認申請書が提出された場合、審査を行う。

(2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、提案書(様式第3号)の提出の要請を行う。

(3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、書面により通知する。

7 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

ア 受付期間 : 令和8年3月24日(火)まで(閉庁日は除く。)の午後5時まで

イ 提出場所 : 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便の他にこれに準じる方法によるものに限る。郵送等の場合は提出期限内に必着を要する。)するものとし、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

エ 提出書類

- ・事業に関する提案書(様式第3号)
- ・事業計画書(様式第4号)
- ・事業に関する見積書(様式第5号)
- ・法人に関する調書(様式第6号)
- ・その他必要と認められた書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 その他

(1) 本業務は、県の令和8年度予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、当該国庫支出金の予算措置がなかった場合は、業務の内容や委託限度額を変更する可能性がある。加えて、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、県は委託候補者に対して契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。

(2) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のない者として取り扱う。

(3) 提出する提案書は、提出者ごとに1案のみとする。

(4) 参加意思確認申請書及び提案書の作成、提出に係る費用は提出者の負担とする。

- (5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (6) 提出された参加意思確認申請書及び提案書は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外に使用しない。
- (7) 提出期限以降における書類の差し替え、再提出は認めない。
- (8) 参加意思確認申請書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) その他必要な事項は、岡山県産業労働部経営支援課長が定める。